

意見公募手続を実施した案からの修正

改正規則による改正後の道路交通法施行規則第1条第3項は、歩行補助車、小児用の車及びショッピングカート以外の車で歩行補助車等に区分される車について、車体の大きさの基準を定めるものです。そして、同項第1号及び第2号において、それぞれ長さ及び幅の基準を規定していますが、その趣旨は、当該基準以下の大きさであるものを歩行補助車等に区分しようとするものです。したがって、これを明確にするため、同項の各号列記以外の部分の規定を「次に掲げるとおりとする。」という表現から、「次に掲げる長さ及び幅を超えないこととする。」という表現に修正することとしたほか、改正内容と関係のない部分に体裁上の技術的修正を行っております。